

リンクスponsored利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社 Coopus（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく上での合意事項となります。本サービスを利用する方（以下「会員」といいます。）は、本規約に同意していただく必要があります。また、会員登録をされる場合は、第 5 条の規定に従い、ご登録と同時に、本規約にご同意いただいたものとみなします。なお、本サービスの個別のサービス・機能名称が変更される場合であっても、会員は本規約の適用を受けます。

第 1 条（定義）

本規約において以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

1. 「本サービス」とは、協賛募集のマッチングプラットフォーム「リンクスponsored（通称、「リンクス」）」の利用を含む、当社によるスポンサーシップ支援にかかる各種サービスを指します。本サービスを利用するスポンサー、スポンシーは、本サービスの利用を持って会員となります。
2. 「スポンサー」とはイベントや団体・事業者などに協賛として資金や物品を提供し、これにより宣伝やプロモーションを行う法人格を所有する企業および自治体を指します。
3. 「スポンシー」とはスポンサーから協賛を受ける事業者または団体を指します。スポンシーは、スポンサーシップにより提供された資金や物品を活用して、プロジェクトやイベントを実施し、その成果を通じてスポンサーの宣伝やプロモーション活動を支援します。
4. 「スポンサーシップ」とは、企業イメージや商品イメージの向上などを目的にスポンサーがスポンシーに対し、金銭的や物的な援助をし、その対価として PR や宣伝活動につながる特典をスポンシーが提供する協賛の仕組みのことを指します。
5. 「会員」とは、本サービスに登録しているスポンサー企業・自治体およびスポンシーを総称していいます。
6. 「PR 記事」とは、協賛募集におけるイベントや活動の目的、協賛に関する詳細な情報を当社のウェブサイト上に掲載するものを指します。
7. 「マッチング」とは協賛の実施を目的としたスポンシー会員の案件紹介および連絡先取得などのマッチング機能を指します。スポンサー会員が掲載案件に対して、本サービスを通じて問い合わせを行い、その内容を当社が確認・承認の上、スポンサー会員の企業および担当者情報をスポンシーへ開示した時点をもって成立したものとします。
8. 「広告コンテンツ」とは、本サービスを利用して、出稿される Web・SNS 広告をいいます。

第 2 条（適用）

当社と会員との取引において下記の要件が適用されます。

1. 本規約は、会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第3条（本サービス内容）

当社は、本サービスとして、以下のサービスを提供します。

1. マッチングサポート
会員がスポンサーシップを目的としてスポンサー及びスポンシーの紹介を希望する場合、当社は要件等の確認を実施し、条件に合致すると考えられるスポンサー及びスポンシー等を紹介し、マッチング成立の支援を行います。なお、第7条の規定に基づき、当社が仲介者または代理人として交渉に関与することはありません。
2. スポンサーシップ支援に関するPR・宣伝業務
PR記事の作成サポート、当社が利用する広告ツールを活用した広告コンテンツの配信、メルマガ等での配信にて広告宣伝、PRを行うサービス
3. 契約関連のサポート
スポンサーに対し、スポンサー契約に関連する手続き、契約書の作成フォローを行うサービス。
4. スポンサーシップ支援に関するコンサルティング、マーケティング支援
スポンサーに対するスポンサーシップ支援に関するおける目標設定、及び市場及び広告に関する調査、情報収集・分析・効果測定等マーケティング支援を行うサービス
5. Web・SNS 広告配信代行サービス
スポンサー、スポンシーに代行してリスティング広告・ディスプレイ広告・SNS 広告などのインターネット広告を代理運用、及び広告に関する調査、情報収集・分析・効果測定等マーケティング支援を行うサービス

第4条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。次項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量により行うものとし、当社は判断基準について説明する義務を負いません。

1. 本規約に違反する行為
2. 法令または公序良俗に違反する行為
3. 犯罪行為に関連する行為
4. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
5. 本サービスに登録しているスポンサーおよびスポンシーと指定の手順を無視して直接取引をする行為。
6. 当社、ほかの会員、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
7. 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
8. 当社のサービスの運営を妨害するおそれ、または当社の信頼を毀損する行為。
9. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
10. 他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
11. 当社に許諾を得ない会員以外への情報発信
12. 本サービスの他の会員またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
13. 他の会員に成りすます行為
14. 当社が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
15. 面識のない異性との出会いを目的とした行為
16. 当社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
17. その他、本サービスの理念に明らかに反すると当社が判断する行為。

第5条（利用登録）

会員は下記の利用登録に従って、本サービスの提供を受けます。

1. 本サービスにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。
2. 会員は、前項に基づき登録した情報に変更が発生した場合、直ちに、登録情報の変更手続を行う義務を負います。会員が変更手続を怠ったことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員登録の最低利用期間は、登録日から原則 1 年間とし、以降 1 ヶ月毎の自動更新とします。退会を申し出る場合は、期間満了前々月の 15 日までに担当者にご連絡ください。
4. 当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 第4条（禁止行為）に違反する行為をした場合またはその恐れがあると当社が判断する場合
 - (2) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - (3) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

第6条（利用料金および支払方法）

会員は下記の利用料金および支払方法に従って、本サービスの提供を受けることができます。

1. 会員登録及び、下記のサービスは無料でご利用いただけます。
 - (1) PR 記事の掲載
2. 会員が下記の利用料金を支払うことで、当社のサービスを受けることができます。尚、各料金については別紙 1 に定めた通りです。
 - (1) 初期・管理手数料
 - (2) マッチング成立支援料（マッチング成立時点、協賛契約確定時点）
 - (3) PR 記事の作成代行、プランニング業務支援料
 - (4) スポンサーシップ支援に関する PR・宣伝業務支援料
 - (5) スポンサー契約のサポート支援料
 - (6) スポンサーシップ支援に関するコンサルティング・マーケティング支援料
 - (7) Web・SNS 広告配信代行サービス料
3. 会員は、第 8 条、第 10 条および第 11 条の定めに従い、本サービスの利用にかかる対価として、登録時に本条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、および第 6 号に定めるサービス料を当社に対し支払うものとします。本条第 2 項第 2 号は、スタートプランが適用される場合のマッチング成立時として、マッチング成立毎にマッチング手数料を当社へ所定期間内に支払うものとします。また、マッチング成立後に協賛金が発生した場合には、第 13 条の規定に基づき手数料を当社に対して支払うものとします。
4. 本条第 2 項第 1 号の「初期・管理手数料」については、別紙 1 に規定された条件を満たす非営利団体および自治体、ならびにスタートプラン以外のプランで登録したスポンサーには免除が適用されます。
5. 会員は第 10 条に定める通り、本条第 1 項のマッチング及び、協賛金獲得を確約するものではなく、マッチングが成立しない場合においても会員は当社に異議を申し立てることはできません。尚、第 7 条に従いマッチングが成立しない場合、またはマッチング成立後に協賛金の獲得とならない場合において、いかなる事由があっても、受領した料金は返還しません。
6. 会員は、当社が指定する期日および方法により支払うものとします。尚、原則振込手数料は、会員が負担します。
7. 会員が利用料金の支払を遅滞した場合には、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
8. 当社は、会員の同意なく、当社の裁量において本サービスの利用料金を変更することがあります。
9. 当社は利用料金を変更する前に会員へ変更を通知します。

第7条（スポンサー契約と当社の立場）

当社が提供する役務について、あくまでスポンサー契約を希望する会員同士を繋げる目的のマッチング支援および、マーケティング・コンサル業務に留まり、スポンシーとスポンサーとの間で締結されるスポンサー契約は、当該スポンシーとスポンサーとの間で直接成立するものであり、当社は当該スポンサー契約の当事者にはなりません。

1. スポンサー契約に基づく権利の行使及び義務の履行は、スポンサーとスポンシーがそれぞれ自らの責任と費用において行うものとします。
2. 会員によるスポンサー契約の募集および、募集期間内外にてマッチングおよび、スポンサー契約が成立することを当社が保証し確約するものではありません。
3. 当社は、スポンサー契約に基づく権利義務を負わず、スポンサーによってスポンサー契約に基づく義務が履行されることを保証しません。
4. 当社は、スポンサー、スポンシーとの間で、スポンサー契約に起因又は関連して紛争が発生したとしても、その解決のためのあっせん、調停、仲裁その他の紛争解決に向けた措置を講じません。

第8条（手続の成立）

当社は下記の通り、会員の同意をもって、各手続きが完了したものとみなします。

1. 会員登録に関し、スポンサーおよびスポンシーがインターネット回線を利用して当社所定の手続に従い会員申込の意思表示を行い、当該手続に関するデータが当社サーバーへ送信され、かつ当社システムに当該手続内容が反映された時点、または当社指定の登録案内に基づき必要情報を入力し、当社による受領が確認され承認を行なった時点をもって、会員登録が成立するものとします。
2. マッチングに関する承認その他の手続は、会員の電子書面または、マッチング確定の意志確認による同意後に当社が承認手続きを行なった時点において有効に成立するものとします。

第9条（スポンサー契約の募集）

会員であるスポンサー及びスポンシーは下記のスポンサー契約の募集に従って、マッチング支援を受けます。

1. 会員は、PR 記事の掲載または、その他案件個別の指定の方法に従ってスポンサー契約の募集を開始します。
2. 会員は、マッチングを行うためにスポンサー対当社、スポンシー対当社におけるメールなどを利用した交渉及び面談等を実施し、条件面等当社が指定する情報提供に協力するものとし、本サービス上でのスポンサー契約の募集を行います。
3. PR 記事を掲載する場合、原則当社所定の手続に従って記事を作成し、当社の審査の上、当社が掲載作業を実施し、本サービス上でのスポンサー契約の募集を行うものとします。
4. 会員は、本条第1項及び第2項の募集に際し、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます）その他の関係法令を遵守して協賛募集を行うものとします。
5. 当社は、会員によるスポンサー契約の募集において、協賛金・品の提供及び、対価としての特典を設定している場合、当該協賛・特典の内容又はサービスが、法令違反に該当し又はその恐れのある場合、金融商品取引法が適用される又はその恐れがある場合、資金決済法に定める前払式支払手段若しくは暗号資産に該当する恐れがある場合、犯罪を助長するあるいは社会通念上不適切であると合理的な理由に基づき当社が判断する場合には、当該スポンサー契約の募集を承認しないことができるものとします。本項に基づく措置によって会員に生じる損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任（会員間の紛争を含む、会員に不利益が生じた場合の一切の責任）を負わないものとします。
6. 会員は、スポンサー契約の募集開始後、当社が特別に承認した場合を除き、協賛金・品の提供及び、対価としての特典を設定している場合、当該特典の内容又はサービス、協賛金の金額等の変更をすることは原則としてでき

ないものとしします。

7. 前項にかかわらず、会員は、スポンサー契約の募集開始後、当社承認の元、スポンサー契約の PR 記事上の誤字脱字等の修正、削除及び内容の追加等は、行うことができるものとしします。
8. 当社は、会員によるスポンサー契約の募集において、会員規約に違反する又は不適切であると客観的事実に基づき判断した場合、スポンサー契約の募集を当社の判断で取り消し又は PR 記事にて募集するページの修正、追記、削除等の要請その他必要な措置を行うことができるものとしします。本項に基づく措置によって会員に生じる損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとしします。
9. 当社は、前項の審査で本サービス上でスポンサー契約の募集を認めない場合又は前項でスポンサー契約の募集を取り消した場合、当該会員に対し、その理由を開示する義務は負いません。
10. 当社は、本条に定める審査又判断に必要な範囲で、会員に対し、情報提供又は資料の提出を求めることができるものとしします。
11. 会員は、スポンサー契約の募集後、自らそのスポンサー契約のキャンセルをすることはできません。キャンセルを行う場合は、事前に当社へキャンセル希望通知を行い、当社が承認をした場合のみ適用されるものとしします。ただし、法令又は本規約により認められる場合は、その限りではありません。
12. 会員によるスポンサー契約の募集内容及び、当社の作成を代行した募集ページの内容等に関して、会員は本規約を含むがこれに限らない義務を負うものとし、当社は何らの責任を負いません。

第 10 条（マッチングの成立）

スポンシーが、スポンサーによる申込みを下記の規約に従って承諾をすることにより、マッチングの成立が完了したものとします。また、会員によるスポンサー契約の募集において、募集期間内外にてマッチングが成立することを当社が保証し確約するものではありません。

1. スポンシーが前条の規定その他当社所定の方法に従ってスポンサー契約の募集を行った場合、募集期間内に、スポンサーからのマッチング申込みの受付・お問い合わせ（以下、「マッチング申込」）があったときは、その内容を当社が確認・承認の上、当社から当該スポンシーに対してその旨の通知を行うものとし、スポンサー会員の企業および担当者情報をスポンシーへ開示した時点をもって成立したものとします。
2. 当該スポンシーは、スポンサーによるマッチング申込みの翌日を 1 営業日と起算し、3 営業日以内に、当社所定の方法に従い、マッチング申込みを承諾するか否かの回答をするものとしします。尚、当社が故意又は重過失による場合を除き、スポンシーに通知を行わない場合はこの限りではありません。
3. スポンシーが、スポンサーからのマッチング申込みを承諾しない回答をした場合、そのスポンサー契約は成立しません。

第 11 条（マッチング成立のキャンセル）

マッチング成立におけるキャンセルについて、会員は下記の規約に従うものとしします

1. 会員は、マッチング成立の承認をいかなる理由があっても自ら解消しキャンセルをすることはできません。ただし、法令又は本規約により認められる場合は、その限りではありません。
2. マッチング成立後における当該会員同士でのキャンセル及びトラブルに関し、第 7 条の規約に従い当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとしします。
3. 第 1 項にかかわらずマッチングの成立後、当該会員が、本規約の第 4 条、第 15 条及び、当社が個別契約にて定めた禁止行為事項で禁止する事項及び、犯罪による収益の移転やテロ資金の供与のために用いられると合理的に判断した場合、当該マッチングの承諾をキャンセルすることができるものとしします。ただし、本項によるマッチング成立の解除によって、スポンサー及びスポンシーとの間でトラブル等が発生した場合であっても、当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとしします。
4. 前項によるマッチング成立後のキャンセルの場合、キャンセルを行なった会員はキャンセルされた会員に対し、当該の

キャンセルを受けた会員が被った損害を賠償するものとします。また、当該会員は、解除により生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行わないものとします。

第 12 条（協賛及び特典の提供）

本サービス上でのスポンサー契約の募集において、協賛金・品の提供及び、対価としての特典を設定している場合、下記の規約に伴い取り扱いを行うものとする。

1. マッチング後のスポンサー契約の交渉自体は当事者会員同時で行われるものの、トラブル等を避けるため、原則として会員は募集時点で当社との間で取り決めた当該特典の内容又はサービス、協賛金の金額等の内容にて大幅な変更をせずに交渉を進めることに合意します。また、スポンサー及び、スポンシー共にスポンサー契約で取り決めた当該特典の内容又はサービス、協賛金の金額等を当社は確認し、適宜意見することができることに合意します。
2. スポンサー契約が締結され、協賛金額が確定した日の翌日を第 1 営業日として起算し、3 営業日以内に、会員は当社へ電子メールまたは当社所定の方法により報告を行うものとします。なお、契約の進捗状況が確認できない場合、当社は会員に対して別途進捗状況の確認を求めることができ、会員はこれに速やかに応じて必要な報告を行うことに同意するものとします。
3. 前項の報告に際し、契約における協賛金の内容として、スポンサーから発行された請求書または電子メール等、エビデンスとして認められる資料を当社に対して開示するものとします。万一、当該開示を拒否し、当社からの要請に応じない場合、または報告内容が契約内容と相違し虚偽が判明した場合には、違約金としてスポンサーがマッチング申込時に検討した協賛金額を基準とし、その協賛金手数料に 10%を加算した額を請求できるものとします。
4. スポンサーは、当社との間で取り決めた期限までに、当該スポンシーに対し、協賛金・品を提供する義務を負います。スポンサー契約において、期限が変更される場合は、変更が確定した時点で速やかに当社に共有するものとします。
5. スポンサーは、当社との間で取り決めた期限までに、当該スポンサーに対し、特典を提供する義務を負います。スポンサー契約において、期限が変更される場合は、変更が確定した時点で速やかに当社に共有するものとします。また当該スポンシーに対して入金していないこと等を理由として、特典の提供の遅滞又は不履行をしてはならないものとします。
6. 特典の提供の履行は、スポンシーが当該スポンサーとの間のスポンサー契約に基づいて履行の責任を負う者であり、当社は、特典の提供の遅滞及び不履行による損害賠償責任を負いません。スポンシーと当該スポンサーとの間でトラブル等が発生した場合であっても、当事者間で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。ただし、当該トラブル等が、当社の故意又は重過失である場合は、この限りではありません。
7. 会員は、スポンサー契約に基づく協賛金・品及び、特典の提供等に関し当社に対して、電子メール等の方法によって、逐次連絡するものとします。

第 13 条（協賛金の取扱い）

協賛金の取扱いについて下記の通りに定めます。

1. スポンサーは、当社に対し、本サービス上で募集したスポンサー契約が成立し、かつ協賛金をスポンサーがスポンシーに対し提供する場合、本サービスにおけるマッチング手数料として、スポンサー契約の協賛金に下記の利率を乗じた金額を支払うものとします。ただし、当社とスポンシーとの間において手数料等の利率について別途合意がある場合は、当該合意の内容が優先されるものとします。
2. 前項の手数料は、原則としてスポンシーから受領します。支払いは、前条第 2 項及び 3 項の報告を当社が受領した後、当社から送付する請求内容に基づき当社に対して行われます。
3. 利率（税別）は以下のとおり設定いたします。スポンサー契約の成立により発生する協賛金額が、
10 万円以上 50 万円未満の場合、協賛金額の 10%、
50 万円以上 100 万円未満の場合は協賛金額の 15%、

100 万円以上の場合は協賛金額の 20%を手数料として申し受けます。リーチプランをご利用の場合は協賛金額の 15%を適用いたします。

尚、協賛金が 10 万円以下の場合、または物品による協賛の場合、本手数料は発生いたしません。

4. 協賛金から前項の本サービスの手数料を差し引いた額をスポンサーが受領する協賛金とすることにスポンサーは予め同意するものとします。尚、当社に対して前項の手数料を当社が指定する銀行口座に振り込む方法によって支払います。尚、当社への振込手数料は、スポンサーの負担とします。

第 14 条（広告掲載）

会員は、当社が本契約に基づく業務の遂行に必要な範囲で、プライバシーポリシーに基づき会員における広告コンテンツの利用及び当社サイトへの会員等の情報掲載を利用することを許諾します。

1. PR 記事および広告コンテンツについては、会員が提供した情報および広告主サイトに関する情報を、事前に会員に告知し掲載することができるものとします。尚、会員は当該情報掲載に関し、本規約その他の関連する義務を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に第 4 条、第 15 条、第 22 条及び、当社が個別契約にて定めた禁止行為事項で禁止する事項に違反する行為があったと当社が判断した場合、当社は、情報掲載を中止することができるものとします。なお、掲載中止により、会員に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 有料オプションにて会員が当社に広告配信サービスを委託する場合は、別途個別契約を定めるものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
6. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
7. 当社は、会員が反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、会員に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
8. 会員は、前項により当社が本契約を解除した場合、会員に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第 16 条（本サービスの提供の停止等）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。また当社は、本サービスの提供の停止または中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

1. 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
2. 地震落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
3. コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
4. その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

第 17 条（利用制限および登録抹消）

会員は、利用制限及び利用契約の解除を下記の規約に従うものとします。

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく会員に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。尚、当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - (4) 当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - (5) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 - (6) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 本契約の期間は、締結日から 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までにいずれの当事者からも 特段の申し出がない場合には、本契約は引続き同一条件にてなお 1 年間有効とし、その後も同様とします。
3. 有料サービス等をご利用の場合、お申込みいただいた期間中に退会された場合でも、利用料を返金することはできません。
4. 有料サービスを解約した場合、退会後もお申込みいただいた残りの期間の利用料を月額払いまたは一括払いでお支払いただきます。

第 18 条（保証の否認および免責事項）

当社は以下のいずれかの場合においても保証をいたしかねます。

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 当社は、本サービスに起因して会員に生じたあらゆる損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本サービスに関する当社と会員との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。
4. 当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、会員から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。
5. 当社は、本サービスに関して、会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第 19 条（サービス内容等の変更）

当社は、会員への事前に告知することなく、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 20 条（利用規約の変更）

当社は以下の場合に、会員の個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。また、当社は会員に対し、利用規約の変更にあたり、事前に本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

1. 本規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき。
2. 本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 21 条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第 22 条（著作権）

会員は、著作権について下記の規約に従うものとします。

1. 会員が、自ら本サイト上に掲載し、または本サイトに掲載するため当社に提供した一切の著作物および広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等のコンテンツ（以下、「著作物等」といいます）の所有権、知的財産権その他一切の権利は、会員または会員にこれを提供した第三者に帰属するものとします。但し、会員は、当該著作物等について、本サービスの目的の範囲において当社が使用することを予め許諾しているものとします。
2. 会員は、当該著作物等が第三者から提供を受けたものである場合、自らの責任で、当該著作物等を本サービスにて利用することの許諾を得ておくものとします。会員が許諾を得なかったことにより、第三者から当社に対して訴訟またはクレームが提起された場合は、会員は自らの責任と費用負担においてこれを解決し、または当社との合意に基づき当社がこれらに対応した場合にはその費用（合理的な弁護士費用を含む）を負担するものとします。
3. 前項に規定する著作物等を除く本サービスに関して生じる著作物等（以下、「当社著作物等」といいます）は、原則として当社または当社に当社著作物等を提供した第三者に帰属します。会員は、著作権法等により認められる場合を除き、当社または著作物等提供者の許諾がない限り、当社著作物等の全部または一部の利用、複製、転載等を行うことができないものとします。
4. 会員は、当社の書面による事前承諾なく、当社著作物等に対する複製、変更、切除その他の改変を行ってはならないものとし、当社の事前承諾を得て行った改変等により新たな著作物等が発生した場合、当該著作物の権利は、当社に帰属するものとします。
5. 会員は、本サービス利用を通じて他会員へ提供または受領する著作物等、アイデア、ノウハウ等に関する所有権、知的財産権等の帰属および利用条件については当該会員との間で適切に取り決め、当社は一切関与しないものとし、またこれに関し会員に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

第 23 条（個人情報の取扱い）

本サービスの利用によって取得する個人情報について、当社「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 24 条（通知または連絡）

会員と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、会員から当社が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは発信時に会員へ到達したものとみなします。

第 25 条（権利義務の譲渡の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 26 条（準拠法・裁判管轄）

会員は下記の通り、当社が指定する法律に従うものとします。

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

制定 令和 5 年 10 月 30 日

改訂 令和 6 年 3 月 1 日

改訂 令和 7 年 7 月 31 日